



龍ヶ崎市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく
条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示す
る。

平成27年10月8日

龍ヶ崎市議会議長 寺田 寿夫



- 1 日 時 平成27年10月13日（火）午前10時
（議事の進行により、時間は変更することがある。）
- 2 場 所 龍ヶ崎市議会議場（龍ヶ崎市役所5階）
- 3 案件名 常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否
を問う住民投票条例について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 1名
- 5 意見を述べる時間 10分以内
- 6 傍 聴 傍聴席は、66席（傍聴希望者が66人を超えたときは、
先着順により決定する。）